



道徳の授業で

地域の青少年健全育成団体、老人クラブ、福祉ボランティア団体に所属する人をゲスト講師として招き、担任が司会者となって、「明るいまちづくり」をテーマにしたクラス・パネルディスカッションを行いました。パネラーからは体験談など有意義な話が聞け、生徒との意見交換も活発に行われました。

指導の記録とするため、あらかじめ講師の了解を得てパネルディスカッションの様子をビデオ録画していたのですが、教頭から、PTAの研修会でもそのビデオを教材として上映してはどうかという提案がありました。

こんなにいい話はもっと多くの人にも聞いてほしいですね。

ぼくも写ってるんでしょ？

あの話、もう一回聞きたいね。

録画の了解はあらかじめ取っておいたので、大丈夫かな？

教師のための解説

パネルディスカッションなどでのスピーチや討論なども著作物です。また、質疑応答についても多くは著作物と考えてよいでしょう。

指導の記録とするために事前に録画の了解は得ていても、当初予定していた目的をこえ、多くの人に見てもらうならば、当初の録画の了解の条件と異なることとなりますので改めてそのような利用について了解を得ることが必要です（なお、その録画物を上映することについても原則として了解が必要なので、録画の了解を得る際にあわせて上映の了解を得るようにすべきですが、この事例の場合、録画の了解が得られれば、その上映については非営利・無料で行われるので了解を得る必要はありません。）。

地域の人たちのいい話は心が温くなるね。
それをさらに広め分かち合うときに、お互いの気持ちや言葉を大切に
しあうことは、文化や権利を大切にすることになるんだね。

